

給付奨学金 適格認定(学業) 学業成績判定における、やむを得ない事情の申告について

学生部奨学金担当

適格認定(学業)の成績判定につきまして、学生本人の帰責性がないやむを得ない事由(以下「やむを得ない事由」という。)を申告する者は、下記をご熟読の上、申告書および事由を証明する公的証明書を、学生部奨学金担当まで期間内に提出してください。

申告内容を基に審査した結果、学業不振に「やむを得ない事由」が認められる場合は、学力基準を満たすものとして取り扱います。ただし、審査の結果、「やむを得ない事由」として認められない場合もございます。予めご承知おきください。

なお、期間内に申出がなかった場合は、「斟酌すべきやむを得ない事由」はないものとして取り扱います。

※この申告はあくまで給付奨学金の適格認定(学業)の判定のみ使用します。学部の成績判定結果を覆すものではありません。

記

対 象 者： 本人および家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病(心身問わず)等による授業・試験への出席困難等、学生本人に帰責性がない(努力不足とは言えない)場合

提 出 物： ①学業成績判定におけるやむを得ない事情の申告書

②証明書類一式

※事由ごとに必要書類が異なります。裏面に記載の「事由を証明する添付資料一覧」を確認してください。

※給付奨学金の採用区分が「家計急変」の学生が申告する際は、事前に奨学金担当にお問合せ下さい。

※申告内容によっては学部面談を実施する場合があります。

提 出 期 間： 書類到着～ 2025 年 1 月 24 日(金) 17:00 まで【厳守・必着・持参可】

提 出 先： 学生部 奨学金担当【11 月ホール 1 階】

郵送の場合： 〒577-8502

大阪府東大阪市小若江3-4-1

近畿大学 学生部奨学金担当 宛

※郵送の場合は、簡易書留を使用し「適格認定(学業) 申告書在中」と記載してください。

○事由を証明する添付資料一覧

事由該当者	申告事由	事由詳細(例)	証明書 (コピーを提出)
学生本人	傷病 (心身問わず)	入院等	・診断書または入院証明など
	被災	地震、火災、風水害等	・罹災証明
	介護	生計を同一とする者の介護	・障害者手帳のコピー など ※発行日を問いません

その他、該当しない事由がある場合は、学生部奨学金担当までご相談ください。

問い合わせ先: 学生部 奨学金担当 (06) 4307-3064 平日のみ 9時~17時

※土日祝および一斉閉室期間は受付業務をしておりません

以上

給付奨学金 適格認定（学業）
学業成績判定におけるやむを得ない事情の申告書

					提出日	年 月 日	
申告者情報	学校名			所属学部			
	学籍番号					学年	
	氏名	カナ（姓）			カナ（名）		
		漢字（姓）			漢字（名）		
	電話番号① ※最も連絡のつきやすい番号						
電話番号②							
やむを得ない事由	学生本人	事由 (し点を入れてください)	☐ 傷病 ☐ 被災 ☐ 介護				
	その他	詳細記入	<u>※必ず記入してください</u>				
提出書類	☐ 申告書（本用紙）						
	☐ 証明書書類一式（ <u>詳細を下記に記入</u> ）						
提出方法	対象者は、上記全項目に記入し、この申告書を表紙として、後ろに証明書(コピー)を添付し、左肩をクリップで留めて学生部奨学金担当に提出してください。郵送の場合は簡易書留						
	左肩にクリップ留め やむを得ない 事情の申告につい て（本用紙） 証 明 書 類 証 明 書 類						
						学生部 受付印	